



目次

訓令	ページ
◎技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令	1
◎職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○区画漁業の免許 (漁業管理課)	2
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (")	2
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (")	4
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
高知県公安委員会告示	
○告示 (銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定) の一部改正	4

訓 令

高知県訓令第1号

本 庁
各出先機関

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程 (昭和29年12月高知県訓令第51号) の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 所属長は、職員の健康保持、公務能率等の向上及びワークライフバランスの推進を図るため必要があると認めるときは、前条第1項後段に規定する勤務時間の割振りを変更することがで

きるものとし、その実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(勤務時間の特例措置)」を付し、付則第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

高知県訓令第2号

本 庁
各出先機関

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する規程 (昭和34年9月高知県訓令第27号) の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 所属長は、職員の健康保持、公務能率等の向上及びワークライフバランスの推進を図るため必要があると認めるときは、前条に規定する勤務時間の割振り及び休憩時間を変更することができるものとし、その実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(勤務時間の特例措置)」を付し、付則第3項を削る。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第174号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称及び住所

- ア MULプロパティ株式会社 代表取締役 葛谷 悦敏
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目22番24号
- イ 大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1ほか
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 社長 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩 司	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
株式会社ティ・イズム	代表取締役 辻野 秀 信	大阪府中央区城見一丁目2番27号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所

株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 敦之	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717番地1
株式会社マックハウス	代表取締役 社長 北原 久巳	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	代表取締役 社長 澤木 祥二	東京都杉並区荻窪四丁目30-16
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4-14
テレニシ株式会社	代表取締役 辻野 秀 信	大阪市中央区城見一丁目2番27号

- (5) 変更年月日
平成31年4月2日
- (6) 変更理由
小売業者の名称及び代表者の変更のため
- 2 届出年月日
平成31年4月23日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第175号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定により、次のとおり区画漁業を令和元年6月19日に免許した。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直
◎区画漁業権(第一種区画漁業(魚類養殖))(1件)

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第3,073号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成31年3月高知県告示第186号のとおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	令和元年6月19日から令和5年8月31日まで

高知県告示第176号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 二 神 正 喜
" " 新 谷 良 彦
" " 新 谷 潤
 - (2) 加入区の名称
小才角加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
令和元年6月21日から同年7月5日まで
 - (2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合小才角支所

高知県告示第177号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和元年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市五台山の一部並びに瀬戸南町二丁目及び横浜南町	令和元年度中
室戸市	室戸市室戸岬町、吉良川町、室津及び浮津の各一部	〃
安芸市	安芸市赤野、大井、下山及び安芸ノ川の各一部	〃
南国市	南国市桑ノ川、陣山、十市、大改野及び三島の各一部	〃
土佐市	土佐市宇佐町宇佐、新居、甲原、福田及び宇佐町福島の各一部	〃
須崎市	須崎市下郷及び吾井郷甲の各一部並びに西糺町、東糺町、桑田山甲、鍛冶町、原町一丁目及び原町二丁目	〃
宿毛市	宿毛市宿毛の一部及び萩原	〃
土佐清水市	土佐清水市布、斧積及び下川口の各一部	〃
四万十市	四万十市岩田、中村、勝間、名鹿、双海、間崎及び津蔵淵の各一部	〃
香南市	香南市野市町下井ウノ丸、野市町下井ムノ丸、野市町下井ナノ丸及び野市町上岡の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町角茂谷、香北町谷相、香北町大東、物部町安丸及び物部町五王堂の各一部	〃

東洋町	安芸郡東洋町野根、甲浦及び河内の各一部	〃
安田町	安芸郡安田町東島、正弘、西ノ川及び西島の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村野川の一部及び竹屋敷	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村和食及び久重の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町上関及び下関の各一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町戸手野、角茂谷及び馬瀬の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町境及び土居の各一部	〃
いの町	吾川郡いの町小川縦ノ木山、中追、葛原、加田、清水上分、清水下分、神谷、成山及び越裏門の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町永野、四ツ白及び二ツ野の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町横島中、今成及び桐見川の各一部並びに長者	〃
四万十町	高岡郡四万十町寺野、檜生原、折合及び志和の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町芳ノ澤、周防形及び大浦の各一部	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町灘、有井川、川奥、上川口、入野及び浮鞭の各一部	〃
芸東森林組合	室戸市吉良川町の一部	〃

高知県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町立川下 名字キタムキ454番 1から 長岡郡大豊町立川下 名字シntax467番 1まで	前	19.0 } 71.9	188
	後	24.0 } 74.8	188

高知県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町打井 川大ウ子1710番34から 高岡郡四万十町打井 川大ウ子1711番1まで	前	3.5 } 23.9	250
	後	5.1 } 26.0	253

高知県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七里仁井田
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里 字岡崎乙1018番1から 高岡郡四万十町七里 字穴ケナロ乙1405番 7まで	前	3.1 } 11.1	597
	後	3.8 } 34.9	597

高知県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年6月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川之江大豊
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町立川下名字キ タムキノシタ1762番1	160	令和元年6月21 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、穴内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所

(退任)
 理事 有光 忠昭 安芸市穴内乙80番地 1
 " 山中 輝義 " " 甲1180番地
 " 小松 浩二 " " 乙258番地
 " 長野 雅博 " " 甲1270番地
 " 長野 久 " " 乙1804番地
 " 仙頭 志延 " " 甲1187番地
 " 小川 広海 " " 甲118番地 1
 監事 長野 孝雄 " " 乙245番地
 " 長野 重彦 " " 乙165番地 8

(就任)
 理事 有光 忠昭 安芸市穴内乙80番地 1
 " 山中 輝義 " " 甲1180番地
 " 仙頭 志延 " " 甲1187番地
 " 長野幸二郎 " " 乙1824番地 1
 " 小松 昭則 " " 乙1232番地
 " 有光 寿之 " " 乙1353番地
 " 小松 俊彦 " 東浜281番地 1 アクアスII 202
 監事 長野 孝雄 " 穴内乙245番地
 " 長野 久 " " 乙1804番地

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西地土地改良区の定款の変更を令和元年6月10日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~  
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和元年6月21日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成31年2月20日 30高都計第549号	香美市土佐山田町秦山町二丁目52番1	高知市北本町四丁目3番16号 大和ハウス工業株式会社 支配人

野志 征生

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第7号

平成29年10月高知県公安委員会告示第18号（銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年6月21日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改め、1の表中「国立大学法人高知大学医学部附属病院」を「高知県・高知市病院企業団立高知医療センター」に、「南国市岡豊町小蓮185番地1」を「高知市池2125番地1」に改める。

2の表中「国立大学法人高知大学医学部附属病院」を「高知県・高知市病院企業団立高知医療センター」に、「南国市岡豊町小蓮185番地1」を「高知市池2125番地1」に改める。